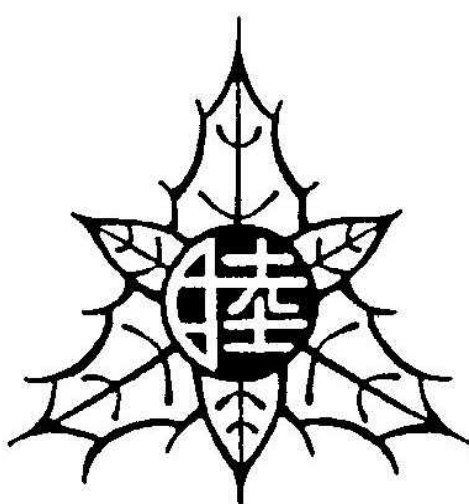


学校いじめ防止基本方針



令和5年

伊達郡桑折町立睦合小学校

伊達郡桑折町立睦合小学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するために、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- （1）いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- （2）いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することのないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- （3）いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重大であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

（1）いじめの定義

（第2条）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに当たるか否かの判断に当たっては、次の4点を踏まえる。

- ① いじめられた児童の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- ④ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

〈具体的ないじめの状態（例）〉

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると。その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをさえる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いやずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

- ① 名称
「いじめ根絶チーム」
- ② 構成員
校長，教頭，生徒指導主事，低中高学年代表教諭，養護教諭 等
- ③ 組織の役割
 - ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
 - ・ いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的な対応のための連絡・調整

（緊急会議の開催，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）

4 いじめの未然防止のための取組

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

5 いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を児童、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 面接週間や定期的なアンケート実施により、児童理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 児童に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

6 いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童に係るいじめの有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主事を經由して校長に報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや苦しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

7 重大事態発生時の対応

＜重大事態とは＞

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

＜報 告＞

ア 重大事態が発生した場合、またそのおそれがある場合は、町教育委員会に迅速に報告する。

イ 町教育委員会の判断により、本校主体で調査を行う場合は、校長が「桑折町立睦合小学校いじめ調査委員会」を設置して適切に取り組む。また、町教育委員会が主体となる場合は、その調査に協力する。

＜調 査＞

「桑折町立睦合小学校いじめ調査委員会」が調査主体の場合

ア 本校職員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、学校評議員、PTA 役員、関係機関からなる組織を設け調査する。

＜対 処＞

ア 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握する。調査結果は速やかに町教育委員会に提出する。

その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

イ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

ウ 調査結果を町教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及び保護者への情報提供

エ 調査結果を踏まえ、以下に留意して必要な措置をとる。

- ・ 被害児童及び保護者への支援
- ・ 加害児童及び保護者への支援
- ・ いじめがあった集団への働きかけ
- ・ 上記に必要な関係機関への連携

8 評価と改善

① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートとする。

② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善策を検討するものとする。

9 年間計画

月	生徒指導計画 ・ 児童への対応	面談・実態調査 (アンケート等) の実施計画	校内研修計画	いじめ防止のた めの会議等	評価計画	保護者へ
4月	○いじめ防止に ついての講話 【全校朝の会】 ○学校のきまり の確認・学級の ルールづくり 【学級活動】 ○人間関係作り 【縦割り活動】		○校内研修① 未然防止と 早期発見	○第1回いじめ 防止対策会議 ○いじめ根絶チー ム話し合い①・配 慮を要する児童や いじめ防止対策に 関わる共通理解と 情報交換 【生徒指導協議会】 ・教室環境の整備 や学級目標作り 【各学級】	計画・目標 の作成と提 示	○学校のきまり、 いじめ防止策等の説明 【PTA全体会】 ○保護者との 情報交換 【学級懇談】 【家庭確認訪 問】
			※いじめ根絶チームの話し合いは 随時必要に応じて実施する。 ※生徒指導協議会では、アンケー ト分析結果などをもとにした、 いじめに関する項目を設定して 協議を行う。		※ 児童の様子や、 アンケートの結果 に応じて保護者とは随時情報交換を 行う。	
5月	○行事を通した 人間関係作り 【運動会】	○学校生活 アンケート①		○生徒指導 ・児童に対する情 報交換 ○いじめ根絶チー ム話し合い② (アンケート分析)		
6月	○全体講話 (情報モラル) ○Q.Uテスト	○教育相談① ○いじめに関する アンケート①				
7月						○保護者との 情報交換 【学級懇談】
8月				第2回いじめ 防止対策会議		
9月		○いじめに関する アンケート②	○校内研修② いじめへの対応			
10月	○行事を通した 人間関係作り 【学習発表会】				途中経過	
11月	○行事を通した 人間関係作り 【持久走記録会】	○学校生活 アンケート② ○教育相談②		○いじめ根絶チー ム話し合い③ (アンケート分析)		
12月	全体講話 人権教育					○保護者との 情報交換 【個別懇談】
1月		○いじめに関する アンケート③		第3回いじめ防止 対策会議		
2月	○行事を通した 人間関係作り 【なわとび記録 会】	○学校生活 アンケート③ ○教育相談③		○いじめ根絶チー ム話し合い④ (アンケート分析)	年間評価 ・報告	○保護者との 情報交換 【学級懇談】
3月	○行事を通した 人間関係作り 【送る会・修了 式・卒業式】					